

農地の集積・集約化を支援します！

「農地集約化促進事業」のご紹介

<令和8年度版>

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して農地の集約化等に取り組む「地域」に支援金を交付します。

※本事業は令和7年度までの「機構集積協力金交付事業」に代わる事業です。

農地集約化促進事業の支援金の種類

1 集約化加速タイプ

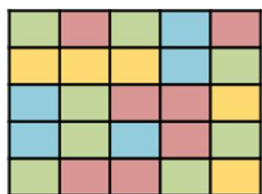
農地バンクを活用して地域の農地の集約化（団地化）に取り組むことで受け取れる支援金です。集約化加速タイプの中には、①基本タイプ、②大規模集約タイプ、③誘致団地創出タイプ、の3つがあります。

2 地域集約化実現タイプ

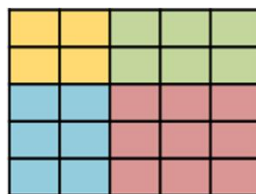
農地バンクに地域の農地をまとめて貸し付けることで受け取れる支援金です。

集約化加速タイプと地域集約化実現タイプは同一年度内に取組可能です

農地の集約化（団地化）のイメージ



同一の耕作者ごとに
地域の農地を団地化



メリット
・作業効率の向上
・ほ場の大区画化
など

農地集約化促進事業の詳細は、国の「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」に規定されています。申請にあたっては、お近くの市町農政担当課または県農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください。

1 集約化加速タイプ

- ①基本タイプ
- ②大規模集約タイプ
- ③誘致団地創出タイプ

対象地域

農地バンクを活用
して農地の集約化
に取り組む地域



①基本タイプおよび②大規模集約タイプ

(1) 交付対象地域

以下の要件をすべて満たす「地域」です。（③誘致団地創出タイプも同じ）

- ア 同一市町内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。
- イ 構成戸数が複数戸であること。
- ウ 農地面積が農地台帳により明確であること。

(2) 交付要件

次のa bに掲げる団地面積の割合が、集約化目標年度（事業実施年度から起算して5年目の年度）の2月末までに、以下ア～ウのいずれかの要件を満たすことが必要です。

【団地面積の種類】

- a 同一の耕作者が耕作する1ha（中山間地および樹園地は0.5ha。以下同じ。）以上の団地面積
- b 地域計画の目標地図に農業を担う者が位置付けられていない農地（白地農地）による1ha以上の団地面積（aの団地化と一体的に取り組むことが必要）

【団地面積の割合の要件】

- ア 「地域」の農地面積に占める団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
- イ 「地域」の農地面積に占める団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
- ウ 既に団地面積の割合が30%以上の地域においては、団地または独立する1筆のほ場の1か所当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること

（注）集約化目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、集約化目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合、交付を受けた支援金の返還が必要。

また、農地集約化の効果に係る成果目標の設定が必要です。

☆**大規模集約タイプ**の農地は、上記に加えて以下の要件を満たす必要があります。

- ア 交付対象地域内で15ha（中山間地域7.5ha、樹園地2ha）以上の農地面積を耕作する者が耕作する農地であること。
- イ アの耕作者が耕作する5ha（中山間地域2.5ha、樹園地1ha）以上の団地であること。

(3) 交付単価

交付要件	交付単価（10a当たり）	
	基本タイプ	大規模集約化タイプ
(2) のア	1.0万円	5.0万円
(2) のイ、ウ	3.0万円	

（注）基本タイプの白地農地の交付単価は半額

(4) 交付対象面積

農地バンクへの貸付期間が6年以上の農地で、令和8年3月から集約化目標年度の2月末までに農地バンクから転貸された農地面積のうち、新たに団地化した面積。

- （注）・白地農地の交付対象面積の上限は4.0ha（中山間地域2.0ha）。
- ・過去に「集約化奨励金」や「地域集積協力金の集約化タイプ」の交付を受けた農地は対象外。
- ・目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、差額の返還が必要。

③誘致団地創出タイプ

(1) 交付対象地域

①基本タイプおよび②大規模集約タイプの交付対象地域に準じます。

(2) 交付要件

集約化目標年度の2月末までに以下の要件をすべて満たすことが必要です。

ア 地域内の白地農地を団地化し、4ha以上の誘致団地を形成

イ 形成する誘致団地の全ての農地に10年以上の農地中間管理権を設定

ウ 形成した誘致団地を新たな経営体※が借り受け

※令和8年2月末時点で当該地域の地域計画に農業を担う者として位置づけられておらず、集約化目標年度までに新たに位置付けられた経営体。

(3) 交付単価、交付対象面積

ア 交付単価 5.0万円/10a

イ 交付対象農地 集約化目標年度までに形成された誘致団地の農地面積（過去に「集約化奨励金」や「地域集積協力金の集約化タイプ」の交付を受けた農地は対象外）

2 地域集約化実現タイプ

(1) 交付対象地域

集約化加速タイプの交付対象地域に準じます。

(2) 交付要件

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

ア 目標地図内の農地面積に占める1ha（中山間地域・樹園地では0.5ha）以上の団地の合計面積が50%以上であること。

イ 「地域」の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超となること。

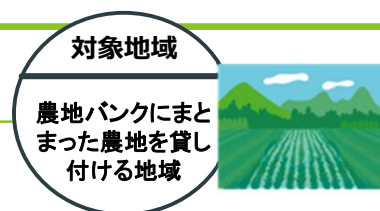
$$\text{農地バンクの活用率} = \frac{\text{農地バンクへの貸付総面積（令和9年2月末時点）}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

(3) 交付単価

農地バンクの活用率		交付単価 (10a当たり)
一般地域	中山間地域	
80%超	60%超80%以下	2.0万円
	80%超	2.6万円

(4) 交付対象面積

$$\begin{aligned} \text{交付対象面積} &= \left[\begin{array}{l} \text{令和8年3月から令和9年2月末までに} \\ \text{機構に貸し付けられた農地面積} \end{array} \right] - (\text{再貸付面積}) \\ &\quad - (\text{貸付期間10年未満の農地面積}) - (\text{遊休農地面積}) \quad \text{原則} \end{aligned}$$



3 令和8年度の配分基準

(1) 配分基準策定の考え方

農地集約化促進事業は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえつつ、農地バンクを活用した担い手への農地集積・集約化の加速化に資する観点から定めています。

(2) 農地集約化促進事業に係る支援金の交付を優先する地域

以下の表に基づき、交付要件を満たす地域ごとに配分順位を定め、国から配分された予算の範囲内で配分順位の高い地域から優先して支援金を交付します。

したがって、令和8年度の農地集約化促進事業の交付要件を満たした地域であっても、配分順位によっては支援金の交付を受けられない場合があります。

表 交付を優先する地域の区分

優先順位	支援金の種類	地域	同一順位内において支援金の交付を優先する地域
1位	集約化加速タイプ	中山間地域	「団地面積の割合」が高い地域（同率の場合は交付対象面積のうち「大規模集約タイプ」の面積が大きい地域を優先）
2位		一般地域	同上
3位	地域集約化実現タイプ	中山間地域	農地バンクの活用率が高い地域
4位		一般地域	同上

4 用語説明

【担い手】

認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営を指します。

※基本構想水準到達者

農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

※集落営農経営（以下のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営）

- ・農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体
- ・複数の農業者により構成される農作業受託組織であって組織の規約を定め対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

【団地】

以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地。

- ・畦畔で接続する農地
- ・農道または水路等を挟んで接続する農地
- ・各々一隅で接続する農地
- ・段状に接続する農地
- ・借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地